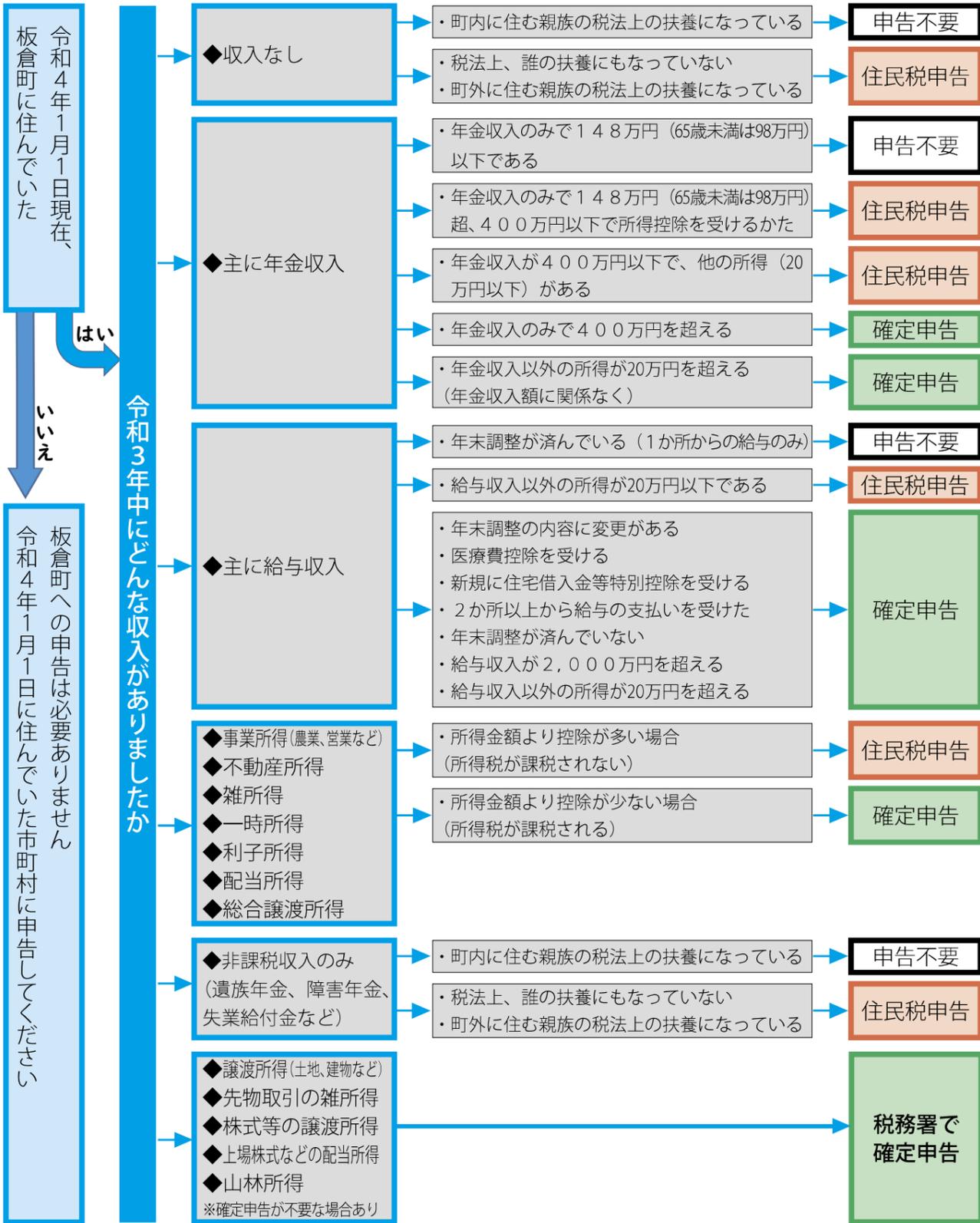


スタート



あなたに必要な申告を、 フローチャートで確認してみましょう

- ・記事とチャートにある年齢は、令和4年1月1日現在です
- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、フローチャートにかかわらず確定申告が必要です



所得税・町県民税

申告相談会

2月16日(水) ~ 3月15日(火)

(土・日、祝日は除く)

受付時間 午前9時~午後4時

場所 役場3階大会議室

<期間中、ご都合の良い日にお越しください>

問合せ 住民税係 ☎82-6127

期限内に申告をしましょう

所得税・町県民税(住民税)の申告は、町県民税だけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算出基礎となります。本人がこれらの保険に加入していても、同じ世帯に加入しているかたがいる場合には、申告の内容によって保険料などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに申告をしましょう。

申告が必要なかた

令和4年1月1日現在、板倉町に住んでいたかたで、次のいずれかに該当するかた

- 事業、農業、不動産、配当などの所得があるかた
- 給与収入が2千万円を超えるかた
- 給与収入・年金収入以外に所得があるかた
- 令和3年中に退職して、年末調整をしていないかた
- 23~64歳で、無収入のかた(町内在住者の扶養に入っている場合は除きます)
- 医療費控除や生命保険料控除などを申告して、所得税の還付を受けたいかた

町での申告が不要なかた

税務署で所得税の確定申告

をするかた(e-Taxでの電子申告を含みます)

- 収入が給与のみで年末調整が済んでおり、給与の源泉徴収票に記載された以外の控除が無く、勤務先が給与支払報告書を町へ提出しているかた
- 収入が公的年金のみで、年金の源泉徴収票に記載された扶養・社会保険料以外の控除が無いかた

申告に必要なもの

- 収入が確認できる書類
 - ※給与・年金等の源泉徴収票、農業・営業等の収支内訳書、配当金の支払通知書など
- マイナンバーカード(カードをお持ちでないかたは、マイナンバーが確認できる書類と、本人確認書類)
- 扶養しているかたのマイナンバーが確認できる書類
- 医療費控除の明細書(明細)

申告をするかたは、申告会場にある整理券をお取りください。整理券には、入場時間が記載されています。新型コロナウイルス感染症対策のため、申告会場には時間枠を区切って入場していただきます。入場時間になったら申告会場にお越しください。なお、予定時間がずれることもあり、ご理解をお願いいたします。

書には、領収書1枚ごとではなく、医療を受けたかた別、さらに病院または薬局別に記載してください)

- 生命保険料・地震保険料の支払証明書
- 身体障害者手帳・療育手帳など

● 還付となるかたは、申告者本人の預金口座がわかるもの

● 利用者識別番号をお持ちのかたは、番号が記載された税務署からの通知書やはがき

【注意】

※館林税務署からは、確定申告用紙をお送りしていません。代わりに確定申告のお知らせはがきをお送りしています。確定申告用紙が必要な場合は、館林税務署、役場税務課または町内各公民館にあります。

問合せ 住民税係 ☎82-6127